四四二〇・一〇	木製の小像その他の装飾品			A
四四二〇・九〇	その他のもの			
	寄せ木し又は象眼した木材			A
四四・二一	その他のもの			
四四二一・一〇	その他の木製品			A
四四二一・九〇	衣類用ハンガー			A
	その他のもの			
	竹製のくし			A
	その他のもの			B 10
			六%	
第四五類	コルク及びその製品			A
第四六類	わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びに籠細工物及び枝条細工物			
四六・〇一	さなだその他これに類する組物材料から成る物品（ストリップ状であるかないかを問わない。）並びに組物材料又はさなだその他これに類する組物材料から成る物品を平行につなぎ及び織ったものであってシート状のもの（最終製品（敷物・壁掛等）であるかないかを問わない。）			
四六〇一・二一	竹製のもの			A
四六〇一・二二	藤製のもの			A
四六〇一・二九	その他のもの			A
	いぐさ（ユンクス・エフスス）製のもの			A
	その他のもの			B 10
			六%	
四六〇一・九二	竹製のもの			A
四六〇一・九三	藤製のもの			A
四六〇一・九四	その他の植物性材料製のもの			A
	むしろ、こも、アンペラ及びさなだその他これに類する組物材料から成る物品（ストリップ状であるかないかを問わない。）			A
	その他のもの			A
	いぐさ（ユンクス・エフスス）製又は七島い（キュペルス・テゲティフォルミス）製のもの			B 10
	畳表			B 10
	その他のもの			B 7
	その他のもの			A
四六〇一・九九	籠細工物、枝条細工物その他の製品（組物材料から直接造形したもの及び第四六・〇一項の物品から製造したものに限る。）及びへちま製品			A
四六・〇二	植物性材料製のもの			A
	竹製のもの			A
	藤製のもの			A
	その他のもの			A
	瓶用のわらづと			A
	その他のもの			A
	畳床			A
	その他のもの			B 10
四六〇二・一一	畳（厚さが八ミリメートル以上、面積が一平方メートル未満のもので、かつ、いぐさ（ユンクス・エフスス）製又は七島い（キュペルス・テゲティフォルミス）製の畳表を有するものに限る。）		四・七四%	
四六〇二・一二	その他のもの			A
四六〇二・一九	その他のもの			A
四六〇二・九〇	その他のもの			A

第四七類	木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙			A
第四八類	紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品			A
第四九類	印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案			A
第五〇類	絹及び絹織物			
五〇〇一・〇〇	繭（繰糸に適するものに限る。）			X
五〇〇二・〇〇	生糸（よってないものに限る。）			A
	野蚕のもの			X
	その他のもの			A
五〇〇三・〇〇	絹のくず（繰糸に適しない繭、糸くず及び反毛した繊維を含む。）			A
五〇〇四・〇〇	絹糸（絹紡糸、絹紡紬糸（小売用にしたものを除く。）			A
五〇〇五・〇〇	絹紡糸及び絹紡紬糸（小売用にしたものを除く。）			A
五〇〇六・〇〇	絹糸、絹紡糸及び絹紡紬糸（小売用にしたものに限る。）並びに天然てぐす			A
五〇・〇七	絹織物			A
第五一類	羊毛、繊獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物			A
第五二類	綿及び綿織物			A
第五三類	その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物			A
第五四類	人造繊維の長繊維並びに人造繊維の織物及びストリップその他これに類する人造繊維製品			A
第五五類	人造繊維の短繊維及びその織物			A
第五六類	ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品			A
第五七類	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物			A
第五八類	特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びしゅう布			A
第五九類	染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品			A
第六〇類	メリヤス編物及びクロセ編物			A
第六一類	衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）			A
第六二類	衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）			A
第六三類	紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ			A
第六四類	履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品			
六四・〇一	防水性の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限るものとし、縫合、リベット締め、くぎ打ち、ねじ締め、プラグ止めその他これらに類する方法により甲を底に固定し又は組み立てたものを除く。）			X
六四・〇二	その他の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限る。）			X
六四・〇三	履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が革製のものに限る。）			X
	スポーツ用の履物			X
六四〇三・一二	スキー靴（クロスカントリー用のものを含む。）及びスノーボードブーツ			X
六四〇三・一九	その他のもの			X
六四〇三・二〇	履物（本底が革製で、革製のストラップが足の甲及び親指の回りにかかるものに限る。）		二四%	B 10
	室内用履物		二一・六%	B 10
	その他のもの			B 10